

令和7年度 新潟市小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 募 集 要 項

1 研修種別

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の目的及び対象者は下記のとおりです。

研修名	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 (事前提出レポート、講義・演習13時間)
目的	利用登録者に関する居宅介護支援計画や指定（看護）小規模多機能型居宅介護事業所における（看護）小規模多機能型居宅介護計画等を適切に作成する上で必要なサービスに係る「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用計画作成演習」などの知識・技術の習得
対象者	<p>次の①～④の要件を全て満たす方を対象とします。</p> <p>① 指定（看護）小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）の計画作成担当業務に従事している、または従事する予定があること。</p> <p>② 都道府県及び指定都市が平成16年度までに実施した「痴呆介護実務者研修（基礎課程）」または都道府県・指定都市が平成17年度以降に実施した「認知症介護実践者研修」を修了している（※1）、または本研修の実施日までに修了できる見込みがあること（※2）。</p> <p>③ 介護支援専門員の資格があること、または資格取得見込みがあること（※3）。</p> <p>④ 新潟市内に所在する事業所に勤務している、または本研修修了後に勤務することが決定・内定していること。</p> <p>※上記のとおり、原則として新潟市内の事業所を対象としますが、6ページに記載の推薦要件に該当する市外事業所に勤務・内定している方については、新潟市が適当と認めた場合、定員に余裕がある範囲で配慮しますので、事業所が所在する市町村の介護保険担当課へご相談ください。</p>

- （※1） 上記②以外の研修の取扱いについては、5ページをご覧ください。
- （※2） 研修実施日までに認知症介護実践者研修を修了できなかった場合、申込みは無効となり、本研修の受講はできません。
- （※3） サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト型事業所」という）において当該事業所の小規模多機能型居宅介護計画作成に専ら従事する予定の方については介護支援専門員以外の方も対象とします（本体事業所の介護支援専門員によりサテライト型事業所の登録者に対する計画作成が適切に行われる場合に限る）。

2 日程・会場

※詳細は、決定後に送付される日程表をご確認ください。

1. 日 程 令和8年2月16日（月）・17日（火）

2. 会 場 新潟テルサ 2階 中会議室

（〒950-1141 新潟市中央区鐘木185-18）

3 受講定員

30名

4 申込方法

受講希望者の所属する事業所（以下「事業所」という。）は、期限までに、申込専用フォームから受講申込を行ってください。

（1）申込期限 令和7年12月26日（金）

※（2）の②に該当する事業所等は、上記期限まで市町村介護保険主管課あてに提出してください。

（2）申込方法

①下記の新潟市オンライン申請システム専用フォームからお申込ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/634bf46f-6c21-426f-a294-04fc90bf132b/start>

②市町村への申込み（新潟市外の方）

※新潟市外の地域密着型サービス事業所に勤務している方又は内定している方は申込みが必要です。

→電子申請システムへの入力後、以下の書類を事業所が所在する市町村介護保険主管課（地域密着型サービス担当）あてに提出してください（提出方法は各市町村によって異なりますので、ご確認ください）。

《提出書類》

・受講申込書…電子申請後、システム内にてダウンロードしたもの

（3）注意事項

- ・申込期限以降の申込みは一切受け付けません。
- ・申込内容に誤りや不備・不足等がある場合は、受講決定されない場合があります。
- ・多くの施設・事業所の方から受講していただくため、原則として1施設・事業所につき1名の申し込みにさせていただきます。

ただし、運営上の都合により（①受講決定・不決定の（2）の①に該当する場合）、同一施設・事業所から複数名の受講申込希望がある場合は、受講を考慮します。

1施設・事業所から複数の申込希望者がある場合は、電子申請システムの「事業所内優先順位」を必ず入力してください。

- ・申込は事業所単位で取りまとめのうえで行ってください。

《新潟市外の申込者について》

- ・上記（2）①の申込みを完了した場合であっても、②で市町村への提出を行わなかった場合は、申込みをしたことになりません。申込期限内に完了してください。

5 申込締切後の急な欠員等により基準を満たせなくなった場合

上記4の申込締切後に生じた急な欠員等の事由（単なる申込漏れ等は対象外とします）により、事業所が人員等の基準を満たせなくなった場合で、かつ新潟市が適当と認める方の受講について、可能な範囲で対応を行いますので、速やかに新潟市地域包括ケア推進課にご相談願います（ただし、受講を保証するものではありません）。

6 市町村の受講推薦について

新潟市が定める市町村推薦要件（6ページ参照）に該当する新潟市外の事業所は、新潟市オンライン申請システムでの申込みの際に、「市町村から新潟市への推薦希望の有無」の欄で「希望します（推薦要件該当）」にチェックを入れてください。

当該推薦要件該当者のうち、事業所が所在する市町村は適当と認める方について新潟市に推薦書を提出し、新潟市は適当と認められる方の受講について配慮します。

7 受講決定・不決定

- (1) 受講者の決定・不決定は、令和8年1月16日（金）頃までに通知します。
- (2) 受講希望者が定員を超えた場合は、次の順位により、新潟市内事業所に勤務又は内定している方を優先に受講決定します。

- ① 新潟市内事業所に勤務又は内定している方で、(1)～(3)のいずれかに該当する方
 - (1) 新規開設のため、指定基準を満たすために必要な人員を確保する場合
 - (2) 事業所に計画作成担当者として着任予定の方
 - (3) 計画作成担当者研修を受講するよう是正指導もしくは勧告等を受けているなど、特殊な事情がある場合
- ② 新潟市内事業所に勤務又は内定しており、上記以外の方で、施設及び地域密着型サービス事業所の優先順位が第1位の方、かつ、過去に受講申込みを行ったが不決定となったことがある方
注) 申込書に不決定となった過去の研修を記載することが必要です。
※不決定の多い方を優先します。
- ③ 新潟市内事業所に勤務又は内定しており、上記①及び②に該当しない方で、施設及び地域密着型サービス事業所の優先順位が第1位の方
- ④ 新潟市内事業所に勤務又は内定しており、上記①～③に該当しない方
- ⑤ 新潟市外事業所に勤務または内定しており、6ページに記載の推薦要件に該当し、新潟市が適当と認めた方
- ⑥ 新潟市外事業所に勤務または内定しており、⑤に該当しない方

※①から順に受講決定し、受講希望者が超えた該当番号の方の中から、定員の範囲内で抽選により決定します。

8 受講決定者に対する事前レポートの提出について

当研修の受講決定を受けた方は、令和8年2月4日（水）までに事前課題の提出が必要です。レポートの課題・提出方法等については、受講決定後に通知します。

9 費用

受講負担金として、研修資料代 7, 600円を負担していただきます。

受講決定通知書とともに、市が発行する「納入通知書」を同封いたしますので、納入通知書に記載の納期限までに、所定金融機関にて各自お支払いください。

10 修了について

本研修の全過程を修了した方には、新潟市長名の修了証書を交付します。

※全過程を修了した方に修了証書を交付します。原則、自然災害による公共交通の遅れ等のやむを得ない事情を除き、遅刻・欠席は修了と認めませんのでご注意ください。

また、体調不良による欠席も、原則、終了と認めませんので、体調管理に努めて下さい。

※研修の成果物や受講態度が著しく不適切な方（居眠り、私語等）については、修了と認めない場合がありますのでご注意ください。

11 研修への参加が不可能となった場合について

受講決定通知後に研修への参加が不可能となった場合は、別紙1「新潟市認知症介護研修受講辞退届」を令和8年2月9日（月）まで、新潟市福祉部地域包括ケア推進課に提出してください。

なお、研修の受講辞退に際し受講負担金は返却しません（受講決定後は、研修開始前に受講辞退した場合であっても、受講負担金の納入が必要となりますので、ご了承ください。

12 その他

- ・本研修は、社会福祉法人桜井の里福祉会に委託して実施します。
- ・申込をした時点で、受講申込に際して取得した個人情報は、委託先及び新潟県福祉保健部高齢福祉保健課へ提供することに同意したものと見なします。
- ・受講申込に際して取得した個人情報は、研修事務以外には使用しません。
- ・受講決定後に、委託法人より詳細なスケジュール等を郵送する予定です。
- ・研修の際は、換気の実施、一定の間隔を空けての着席、近距離での会話を避けるなど感染症の防止対策を行います。

「痴呆介護実務者研修」「認知症介護実践者研修」 以外の研修の取り扱いについて

1 公益社団法人日本認知症グループホーム協会が実施する研修

公益社団法人日本認知症グループホーム協会（以下「協会」という。）が実施した研修については、次のア、イのとおり取扱うものとします。

ア 協会が実施した次の①～③の研修を修了し、協会が交付した修了証書を所持している方については、新潟県や新潟市が実施したそれぞれの研修の修了者と同等に取扱うものとします。

- ① 平成16年度 第3～6回 痴呆介護実務者研修（基礎課程）
- ② 平成17年度 第1～4回 認知症介護実践者研修
- ③ 平成21年度～ 認知症介護実践者研修

イ 協会が実施した次の研修の修了者については、新潟県の修了認定を受けた方に限り、新潟県や新潟市が実施するそれぞれの研修の修了者と同等に取り扱うものとします。

平成18～20年度 認知症介護実践者研修

※協会の名称は、過去に数回変更されています。

【過去の名称】

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 平成12年10月～ | 「特定非営利活動法人 全国痴呆性高齢者グループホーム協会」 |
| 平成17年10月～ | 「特定非営利活動法人 全国認知症グループホーム協会」 |
| 平成21年 3月～ | 「一般社団法人日本認知症グループホーム協会」 |
| 平成22年 4月～ | 「公益社団法人日本認知症グループホーム協会」（現在） |

2 全国老人福祉施設協議会・新潟県老人福祉協議会が実施する研修

公益社団法人全国老人福祉施設協議会・一般社団法人新潟県老人福祉施設協議会が実施した「認知症介護実践者研修」については、新潟県や新潟市が実施した研修の修了者と同等に取り扱うものとします。

3 「痴呆性老人処遇技術研修」

「痴呆性老人処遇技術研修」は、「痴呆性介護実務者研修（基礎課程）」「認知症介護実践者研修」と同等と認められません。従って、当研修の受講には、改めて「認知症介護実践者研修」の受講が必要です。

(新潟市外所在の事業所に勤務又は勤務が決定・内定している方へ)

市町村の受講推薦について

認知症介護研修の受講の申込にあたり、下記の新潟市が定める推薦要件に該当する場合は、事業所が所在する市町村が、新潟市に対して、受講希望の推薦を行うことができます。新潟市は当該推薦のあった方で適当と認めた場合は、定員に余裕がある範囲で配慮します。

【市町村による推薦要件】

市町村による推薦要件は、受講申込を行う事業所が、人員基準を満たすために緊急に研修を受講する必要があり、やむを得ない事情により県が実施する研修を受講できない場合であり、次の①～③のいずれかに該当する場合です。

ただし、②については勤務が決定・内定している事業所が「新潟市外に所在する」ことを確認してください。また、事業所が所在する市町村の介護保険担当課へ、本研修にかかる推薦についてご相談ください。

＜推薦要件＞

- ① 新規開設のため、指定基準を満たすために必要な人員を確保する必要がある場合（事業所が所在する市町村が認めるものに限る）
- ② 人員の変更等の理由で、事業所に計画作成担当者として勤務することが決定又は内定しており、県主催の研修よりも早期に本研修を受講する必要がある場合（ただし、単に将来の異動・休退職に備える事由は非該当とする）
- ③ その他特殊な事由
(例：事業所が所在する市町村から早急に計画作成担当者研修を受講するよう是正指導もしくは勧告等を受けている場合 等)

研修日程・プログラム

1. 日 程 令和8年2月16日（月）・17日（火）

2. 会 場 〒950-1141
新潟市中央区鐘木185-18
新潟テルサ 2階 中会議室

3. 研修プログラム（予定）

※現時点でのプログラムのため、内容を変更する場合があります。

日 時	内 容
2月 16日 (1日目)	9:00～9:20 受付・オリエンテーション
	9:20～10:30 総論・小規模多機能ケアの視点
	10:40～11:50 地域生活支援
	11:50～12:50 昼休憩
	12:50～15:00 ケアマネジメント論
	15:10～16:20 チームケア (記録・カンファレンス・アセスメント・プラン)
	16:20～16:30 1日のふりかえり
2月 17日 (2日目)	9:00～9:10 受付・オリエンテーション
	9:10～10:20 居宅介護支援計画作成の実際①（講義）
	10:30～12:20 居宅介護支援計画作成の実際②（演習）
	12:20～13:20 昼休憩
	13:20～16:40 居宅介護支援計画作成の実際③（演習・発表）
	16:40～16:50 1日のふりかえり
	16:50～17:00 修了式